

犯罪による収益の移転防止に関する法律の改正に伴うお取引の確認についてのご協力をお願い

マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与の防止を強化することを目的として「犯罪者による収益の移転防止に関する法律」が改正され、これまで当組合では、口座開設等の際に、お客様の氏名、住所、生年月日等について確認させていただいておりますが、平成25年4月1日から、取引を行なう目的や職業・事業内容等についてもあわせて確認（取引時確認）させていただくこととなりました。

なにとぞ、ご理解とご協力のほどお願いいたします。

お客様への確認（取引時確認）が必要なお取引

- ① 預金契約のご締結（預金口座開設）、貸金庫契約のご締結、でんさいネット契約のご締結
- ② 10万円を超える現金での為替取引（お振込、公共料金の収納、小切手のお支払、自己宛小切手の発行、外国為替取引）
- ③ 200万円を超える大口現金取引（払戻し、ご解約、ご入金、両替）
- ④ 金銭の貸付を内容とする契約のご締結 等

これらの取引以外にも、お客様に確認させていただく場合があります。

お客様に確認させていただく事項（◎：平成25年4月1日からの追加確認事項）

確認事項		主な確認事項（原本をお持ちください）
個人のお客様	氏名・住所・生年月日	○運転免許証 ○旅券（パスポート） ○各種年金手帳 ○各種福祉手帳 ○各種健康保険証 ○在留カード ○住民基本台帳カード（写真付） 等
	◎職業・取引を行なう目的	窓口等でおお客様の申告により確認させていただきます。
個人のお客様	（ご本人以外の方が来店された場合） 来店された方の氏名・住所・生年月日等	○運転免許証 ○旅券（パスポート） ○各種年金手帳 ○各種福祉手帳 ○各種健康保険証 ○在留カード ○住民基本台帳カード（写真付） 等 ※上記に加え、住民票等によりご本人との関係（ご本人のために取引を行なっていること）を確認させていただきます。
	◎事業の内容	○登記事項証明書 ○印鑑登録証明書 等
法人のお客様	◎取引を行なう目的	窓口等でおお客様の申告により確認させていただきます。
	◎議決権保有比率 25%超の方の有無、 その方の氏名・住所・生年月日	窓口等でおお客様の申告により確認させていただきます。 ※ 議決権保有比率 25%超の方が法人の場合は、その法人の名称および本店 や主たる事務所の所在地を確認させていただきます。 ※ 議決権保有率 50%超の方がいる場合は、その方についてだけ確認させていただきます。 ※ 一般社団法人等においては、代表者の方の氏名・住所・生年月日を確認させていただきます。

- ・ 過去に確認させていただいたお客様についても、取引を行なう目的や職業等を確認させていただく場合があります。
- ・ 特定の国に居住・所在している方との取引等に該当する場合は、過去に確認させていただいたお客様に対しても、上記事項の再確認をお願いすることがあります。
- ・ お客様に資産・収入の状況を確認させていただく場合があります。
- ・ 上記事項の確認ができないときは、取引ができない場合があります。
- ・ 確認させていただいた上記事項に変更が生じた場合は、お取引の店舗までお申し出ください。
- ・ 上記事項を偽ること、他人になりすましての口座開設や口座売買等は、犯罪による収益の移転防止法に関する法律により禁じられております。
- ・ 詳しくは、当組合窓口または渉外係にお問い合わせください。



お問い合わせ先  
 広島県信用組合 業務部  
 フリーダイヤル 0120-745-530